

**「不合理な税制改正」に対する特別区長会緊急声明について**

国が「地方創生の推進」、「税源偏在是正」の名のもとに断行してきた、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度等の「不合理な税制改正」により、特別区は深刻な影響を受けています。

「不合理な税制改正」による特別区の影響額は、令和7年度だけで、約3,600億円、平成27年度からの累計では約2兆3,000億円という衝撃的な額です。

12月19日に取りまとめられた令和8年度与党税制改正大綱では、地方法人課税に対する措置に加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされ、特別区の貴重な税源をさらに吸い上げる動きが見受けられます。

固定資産税は、基礎的自治体である特別区が、その地域に住み、活動する人々が日々利用する公共施設の整備や介護、福祉などの行政サービスを支える地方税の根幹を成す税です。

これらの財源を、地方税の本旨である「受益と負担」の関係を無視し、一方的に収奪することは、首都東京に住まい活動する人々を支える、行政サービスの提供に支障を生じかねないものであり、特別区として決して看過できません。

特別区長会は、区民サービスを堅持するため、23区共同でこれらの「不合理な税制改正」に対して断固反対することを、ここに緊急声明として発表します。

**<配布資料>**

「不合理な税制改正」に対する特別区長会緊急声明について

**【参考】**

## ○特別区長会

東京23区長で構成する任意団体。特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

- ・会 長：吉住 健一（新宿区長）
- ・事務局：特別区長会事務局（千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階）

**連絡先**

特別区長会事務局 調査第2課長 増田 陽平  
電話 5210-9750（直通）